

クレジットカード取引等の適正化実現のため割賦販売法の改正を求める意見書(概要)

①割賦販売法を改正し、クレジットカード取引の適正化を実現すべき

【具体例】 決済期間が2月を超えない範囲のクレジットカード取引(マンスリークリア方式)において、3点の規制をする。

1. 苦情発生時の加盟店調査義務と加盟店情報報告制度の創設
2. 未払い金の支払拒絶に関する抗弁の接続を明示
3. 弁済金の支払い請求時の書面交付義務規則を創設

【理由】

1. 2008年改正でもマンスリークリア方式は対象外とされた結果、消費生活相談件数が2.2倍に増加。
2. 結果的には、抗弁の接続が認められる総額を超えた取引がサクラサイト被害で行われている。
3. クレジット会社が当然に把握している情報を書面にしても過大な負担ではない。

②割賦販売法を改正し、決済代行者の法的位置づけを明確化すべき

【具体例】決済代行業者にも加盟店調査義務を課す。

- 【理由】
1. 決済代行業者が重要な役割を担っているが、2008年改正でも規制対象となっていない。
 2. 事実上、決済代行業者が消費者被害を発生させているが、直接的な法規制がない。
 3. クレジットシステムは、様々な当事者が関与し、法規制も複雑化しているので、現行法のままでは消費者被害の実態把握が十分に機能しないことが予想される。

③クレジットカード会社が、消費者との苦情・紛争に関して、積極的に解決に向けた必要な体制の整備・適切な処理・対応に努めるべきことを法制化すべき

【具体例】チャージバック制度の存在を消費者に告知し、積極的活用を促すとともに、同制度によって消費者被害の救済を可能とするルールの制定を指導すべき。

- 【理由】
1. マンスリークリア方式を含む相談件数が増加している。
 2. 消費者基本法において、事業者の責務として「消費者との間に生じた苦情を適切かつ迅速に処理するために必要な体制の整備に努め、当該苦情を適切に処理すること。」と規定されている。
 3. クレジットシステムは、様々な当事者が関与し、法規制も複雑化しているので、現行法のままでは消費者被害の実態把握が十分に機能しないことが予想される。

カード発行会社・加盟店契約会社・販売業者・消費者と 決済代行業者の関係

